

## 諸外国の農業政策（農林水産省 HP より抜粋）

### 米国の農業政策

#### 1. 米国の価格・所得政策

米国では、1930年代に価格支持融資制度が導入され、更に1973年に農家の再生産を可能とする目標価格と市場価格の差を補填する不足払い制度が設けられた。

1996年農業法では、それまでの生産調整を条件とした不足払い制度が廃止され、これに代わる措置として、農家に対する直接固定支払い制度が導入された。

2002年農業法では、目標価格と市場価格の差額の一部を補填する価格変動対応型支払い制度が導入された。2008年6月に成立した2008年農業法では、2002年法の骨格を維持しつつ、価格変動対応型支払い制度のオプションとして、価格の下落ではなく、収入減少に対応して補填を行う平均作物収入選択プログラムが導入された。

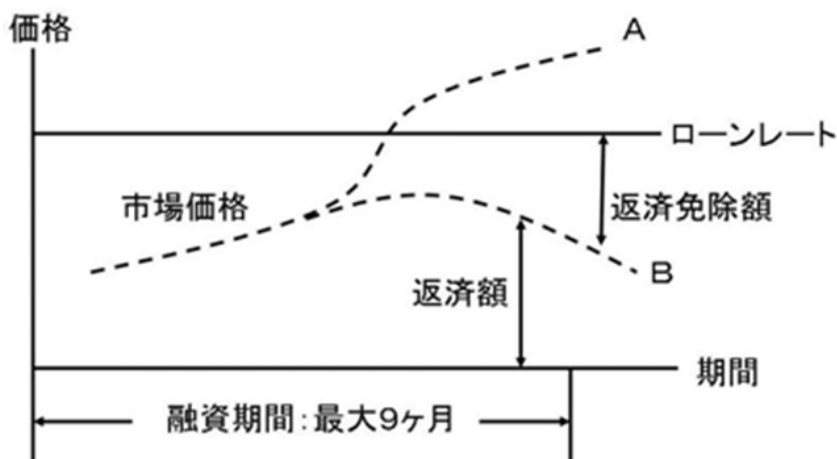
##### (1) 価格支持融資制度

穀物等を担保とした農業者への短期融資制度で、その仕組みは次の通りである。

1. 農業者は、穀物を担保として政府から融資を受ける。
2. 市場価格が融資単価（ローンレート）を上回る場合、農業者は融資を返済し、穀物を返却してもらう。
3. 市場価格が融資単価を下回る場合、農業者は返済を免除される代わりに穀物を政府に引き渡す。

・適用対象作物:小麦、トウモロコシ、コメ、大豆等

価格支持融資制度の仕組み



- Aの場合: 融資額と利子を返済し、農産物を市場価格で売却。
- Bの場合: 担保の農産物の質流しを行い融資の返済免除を受けるか、市場価格での融資返済を行いローンレートとの差額分を得るとともに穀物を引き取る。

## (2) 直接固定支払い制度

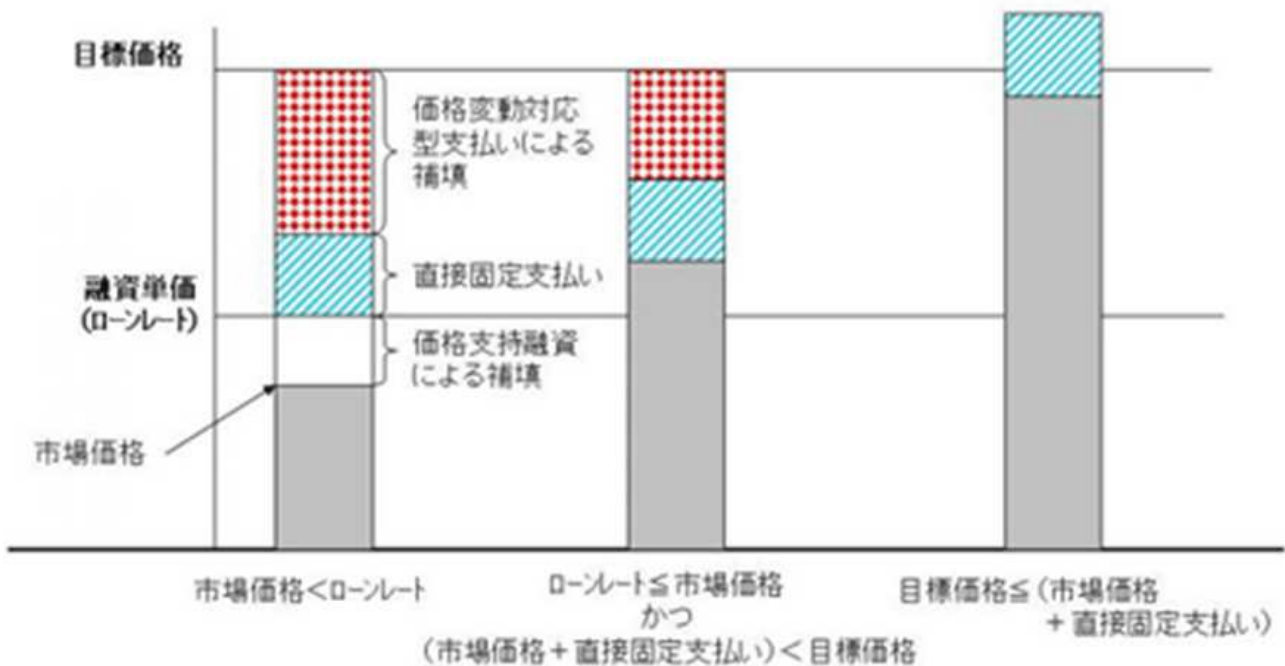
過去の作付作物及び作付面積に基づき、一定の金額が毎年度農業者に支払われる。

- 適用対象作物: 小麦、トウモロコシ、コメ、大豆等を作付けていた農業者。受給農家による作付けは原則自由。

## (3) 価格変動対応型支払い制度

作物ごとに目標価格を設定し、市場価格が目標価格を下回った場合に差額が補填される。

- 適用対象作物: 小麦、トウモロコシ、コメ、大豆等を作付けてきた農業者。受給農家による作付けは原則自由。



## (4) 平均作物収入選択プログラム (ACRE)

作物ごとに保証水準が設定され、農業者の収入がそれを下回った場合に補填される。2009年度以降、価格変動対応型支払い制度(上記(3))に代え、選択することが可能。ACREを選択した場合、直接固定支払いを20%、ローンレートを30%減額される。

## 2. 2008年農業法のあらまし

(1) 名称: The Food, Conservation, and Energy Act of 2008 (2008年食料・保全・エネルギー法)

(2) 適用期間: 2008年から2012年までの5年間

(3) 主な内容:

- 2002年農業法のプログラム(価格支持融資制度・直接固定支払い制度・価格変動対応型支払い制度)を継続。小麦については、価格支持融資制度に係る融資単価と価格変動対応型支払い制度に係る目標価格を、大豆については目標価格を、それぞれ2010年度以降引き上げる。

- 価格の下落ではなく収入減少に対応して補填を行う平均作物収入選択プログラムが 2009 年度に新設され、価格変動対応型支払い制度に代えて選択することができる。
- 補助金受給資格に係る農業者の所得上限を引き下げる。

## EU の農業政策

### 1. EU の共通農業政策 (Common Agricultural Policy: CAP) の概要

EU の共通農業政策 (CAP) とは、EU において加盟国 27 カ国で共通して講じられている農業政策。

CAP は、各加盟国で講じられている農業政策が保護主義的性格が強く、共通市場の設立、生産の増強を図るためには域内での調整が必要であるとの考え方から 1962 年に導入された。その後、財政負担の増大、WTO ルールへの対応等の観点から、1992 年、2000 年、2003 年、2009 年に政策の見直しが行われている。

CAP は、(ア)農業者の所得を保証するための価格・所得政策、(イ)EU 加盟国間・地域間の経済力や生産条件などの格差を是正するための農村開発政策の二本の柱と輸出補助金、共通関税等から成り立っている。

### 2. 価格・所得政策

#### (1) 価格支持 (最低価格の保証)

作物別に支持価格を定め、市場価格がそれを下回った際に、EU 加盟国の機関が買い支えを実施。

対象となる作物: 小麦、大麦、トウモロコシ、大豆、牛肉、乳製品など。

#### (2) 直接支払い (農業者の収入の保証)

- 1992 年に、価格支持制度における支持価格の引き下げによる農業者の所得減少を補填するために、農業者に直接支払いを実施。
- 直接支払いは、導入当初、品目ごとに決められた支払い単価をもとに、作付面積等に応じて支払われていたが、2003 年改革以降は、直接支払いの大部分を、生産と切り離し (デカップリング)、過去の支払い実績に基づいて支払い額を決めるといふ、品目によらない単一直接支払いに移行している。
- 直接支払いを受給するためには、農業者は、休耕 (減反) や、環境・土壌保全などに関する共通遵守事項 (クロスコンプライアンス) などの条件を満たす必要がある。

対象となる作物: 小麦、大麦、トウモロコシ、大豆、牛肉、生乳など。

### 3. 農村開発政策

EU は、農村開発政策として、条件不利地域対策、農業環境政策のほか、青年農業者の就農、早期離農への助成などを実施している。主なものは次の 2 つ。

#### (1) 条件不利地域対策

山岳地帯の条件不利地域において、農業の存続を確保し、最低限の人口水準の維持と景観の保全を図るため、農地面積に応じた補助金を支給する。

対象地域: 山岳地域、普通条件不利地域、特殊ハンディキャップ地域

対象農家: 3ha(南欧諸国は 2ha)以上の農地を有し、5年間以上農業活動を継続している農家(2) 農業環境政策

環境負荷の軽減、景観の保護等に資する農法を推進するため、以下の農法を最低 5 年間行う農業者に対し、補助金を支給する。

1. 環境、景観・自然環境、土壌等の保護や向上と両立するような農地の利用法
2. 環境に好ましい粗放的な農法、集約度の低い牧草経営システム
3. 高度な自然的価値が脅かされている農業環境の保全
4. 農地の景観及び歴史的特徴の維持
5. 環境保全的農法(環境計画)の利用

## 4. CAP のあゆみ

CAP は、1962 年の導入以来、様々な改革が行われている。その背景や主な改革内容は以下のとおり。

### (1) 改革の背景

- EU 加盟国の拡大や、価格・所得政策関連の財政支出の増大による財政負担の増大。
- WTO 農業交渉との関係で AMS の削減や、「青の政策」に位置付けられている直接支払いを「緑の政策」にシフトする必要性。
- 環境保全の必要性

### (2) 1992 年改革

- 穀物、牛肉などの支持価格の引下げ(穀物は 3 年間で 29%引下げ)。
- 支持価格引下げの代償措置として、直接支払いを導入。

### (3) アジェンダ 2000 改革(2000~2003 年)

- 支持価格の引下げ(穀物は 2 年間で 15%引下げ)と直接支払いの引上げ。
- 農村開発政策の強化。

### (4) 2003 年 CAP 改革(2004 年から順次導入)

- 直接支払いの大部分を生産と切り離し(デカップリング)、段階的に削減。削減分は、農村開発政策の予算へシフト(モジュレーション)。
- コメ、酪農品の支持価格の引下げ。

### (5) ヘルスチェック(2009 年)

- デカップリングの促進と、モジュレーション率の拡大。
- 生乳の生産割当や休耕制度廃止等の市場管理政策の見直し。
- 気候変動、エネルギー等の新たな課題への対応。